平成２７年（フ）第２９２号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地（37―106）
債務者　水谷　治子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２９３号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地（37―106）
債務者　水谷　留以
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２９５号
奈良県御所市大字元町60番地の８　179号
債務者　岡本眞知子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３００号
奈良県磯城郡田原本町大字新町197番地の１　ハイツロック205号室、前住所奈良県磯城郡田原本町大字新町195番地の１　レジデンスモア506号室
債務者　小牟田和弘
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３０１号
奈良県磯城郡田原本町大字新町197番地の１　ハイツロック205号室、前住所奈良県磯城郡田原本町大字新町195番地の１　レジデンスモア506号室
債務者　小牟田益美
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
鳥取県鳥取市丸山町112番地の１
債務者　山根　一夫
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４０号
鳥取県鳥取市面影２丁目20番39号、旧住所鳥取県鳥取市面影２丁目20番14号　ユニハイツ６号
債務者　中谷小百合
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２８号
鳥取県米子市美吉227番地１　ハイツフェニックス101号、前住所鳥取県米子市福市550番地10　福市コーポハタノ201号
債務者　西村　一成
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１２９号
鳥取県米子市美吉227番地１　ハイツフェニックス101号、前住所鳥取県米子市福市550番地10　福市コーポハタノ201号
債務者　西村由加里
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第８１７号
広島市東区牛田早稲田２丁目18番６―201号
債務者　網永　和哉
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８５３号
広島市中区広瀬北町８番31―403号
債務者　中国四川料理青羊こと　宮島　敏雄
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１００号
広島県呉市広白岳６丁目９番13号
債務者　谷脇　一禎
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１０１号
広島県呉市広白岳６丁目９番13号
債務者　谷脇　秀則
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１０５号
広島県呉市両城２丁目22番１号
債務者　西原　　孝
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１号
山口県下関市山の田南町９番９号
債務者　中田　正彦
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第３１４号
愛媛県松山市白水台２丁目９番地６
債務者　坂野由起子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１号
愛媛県松山市みどりヶ丘５番20号　みどりケ丘団地
債務者　田中　知子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
松山地方裁判所民事部